平成２３年（フ）第１３６６２号
東京都墨田区立花４丁目17―18―105
債務者　野呂瀬玲子（旧姓吉満）
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３６６３号
東京都渋谷区幡ヶ谷３丁目31―３―404
債務者　安留　寛人
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３６６５号
千葉県船橋市行田町47―５―103
債務者　富原　正樹
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３６７６号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保239―５
コーポ富士見Ⅱ―201
債務者　小野寺マリアエリザベスこと　オノデラ　マリア　エリザベス　ボリナガ
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７０２号
東京都板橋区三園１丁目44―７―401
債務者　山田真由美
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７０３号
東京都練馬区石神井台３丁目１―15―103
債務者　鈴木　　進
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７０４号
東京都荒川区町屋４丁目22―１
債務者　岡田　夕紀
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７０７号
東京都江東区豊洲５丁目５―36―1101
債務者　中村　智弘
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７０８号
東京都江東区豊洲５丁目５―36―1101
債務者　中村美惠子
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７１０号
東京都江戸川区東葛西２丁目24―18―107
債務者　岩切　　健
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７３８号
神奈川県川崎市麻生区千代ケ丘７丁目５－２
グリーンハイツ千代ケ丘Ａ―101
債務者　山中　秀昭
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７３９号
千葉県柏市あけぼの４丁目６―20　サンハイツ柏第２―103
債務者　小田桐亮介
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７４０号
東京都葛飾区奥戸９丁目９―19
債務者　松岡　亜矢（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７５１号
埼玉県所沢市緑町４丁目27―42―206
債務者　細野　千波
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７５２号
埼玉県所沢市緑町４丁目27―42―206
債務者　細野　岳美
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部